

静岡県県民の森施設における 管理運営業務の基準

くらし・環境部環境局環境ふれあい課

目次

I	県民の森について	1
1	県民の森の概要	1
2	管理運営の対象となる公園施設	1
II	県が支払う委託料	2
III	管理運営業務	3
1	共通事項	3
2	施設等管理業務	4
3	施設等運営業務	11
4	事業運営業務	11
5	財産及び物品の使用	13
IV	その他	13
1	県民の森施設の管理運営体制について	13
2	個人情報の取扱いについて	13
3	記録等の作成及び保存	13
4	県からの要請への協力	13
5	区域外で異常を発見した場合の報告	13
別紙1	県及び指定管理者の業務区分表(県民の森施設)	14
別紙2	県民の森施設管理運営体制一覧表	15
別紙3	個人情報取扱特記事項	16
別紙4	ろ過装置設置工事に伴う休館について	17
別表1		18
別表2		20
別表3		21
別表4		22
別表5		23
別表6		24
別表7		25
別表8		26
別表9		30

静岡県県民の森施設における管理運営業務の基準

静岡県県民の森施設（以下、「県民の森施設」という。）において指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、「静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年静岡県条例第39号。以下、「条例」という。）」によるほか、この基準による。

I 県民の森について

1 県民の森の概要

設置目的	県政100年を記念し、県民が自然に親しみ、健全な野外レクリエーションを楽しむことができる場として整備され、併せて、森林、林業、山村に対する認識を高める目的も持っている。		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標高1,450mの勘行峰から標高2,000mの山伏岳山頂に至る区域に位置。 ・ 大部分は温帯性の森林に覆われ、井川湖、南アルプス連山、富士山などの眺望に恵まれている。 ・ 気温は市街地より5℃から10℃ほど低く、夏は涼しい。また冬季には積雪もある。 ・ 一部は奥大井県立自然公園（静岡県立自然公園条例）に指定されており、山伏岳山頂付近では、夏、珍しいヤナギランの群生が見られる。 ・ 県民の森全体面積 983ha（国有地113ha、静岡市有地397ha、県有地283ha、その他190ha） 		
整備年度	昭和52年度～昭和55年度（ロッジ、キャンプ場、センター） 平成7年度～平成9年度（ログハウス）		
面積	所有者	面積	
	静岡県	283ha	

2 管理運営の対象となる公園施設

名称	静岡県県民の森施設				
所在地	静岡市葵区岩崎				
施設*	区分	施設名	構造	規模等	
		ロッジ	鉄骨木造	435㎡、宿泊8室、36人収容 管理人室、救護室2室	
		ログハウス	木造	A(平屋)タイプ8棟、C(ロフト付)タイプ7棟、計15棟、6人/棟、90人収容	
キャンプ場		倉庫(旧管理棟)	鉄骨木造	170㎡	
		テントサイト その他		65サイト(常設テントは、撤去・整地済み)、330人収容 炊飯棟3棟、野外卓一式、便所4ヶ所(うち仮設1)	
県民の森センター (H29から立入禁止)			鉄筋コンクリート	1階	工芸室、管理室等
				2階	展示室、休憩室等

その他の施設	園地	シラカバ園 0.10ha、樹木パズルコース 1.95ha、キャンプ場 1.85ha、園地芝 1.10ha
	遊歩道 及び車道	遊歩道：14,500m 車道：3,000m、車道側溝：2,200m
	建築物	あずま屋 11 棟（うち立入禁止 3 棟）、機械室棟 1 棟、倉庫 1 棟、倉庫（旧管理棟兼避難小屋） 1 棟（立入禁止）、旧井川高原管理事務所 1 棟（立入禁止）、旧井川高原休憩所 1 箇所（立入禁止）、まき小屋 2 棟
	その他	水浴池 1 箇所、水源 1 箇所（第 1 水源）、旧水源 2 箇所、野外ステージ 1 基、遊具 24 基（うち使用禁止 3 基）、避雷針 2 箇所、展示物 1 式、防雷設備 1 箇所、放水池 1 箇所、キャンプ場内電灯 1 式、旧管理棟前電灯 1 式、案内看板 1 式
宿泊施設の営業日	4 月第 3 土曜日～11 月第 3 日曜日 定休日：火曜日（ただし、7 月、8 月は無休）	
周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・井川高原自然歩道、勘行峰、笹山、山伏 ・リバウエル井川スキー場（静岡市） ・南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（静岡市） ・井川湖、井川ダム ・南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター（静岡市） 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新東名高速道路新静岡 I C から車で 1 時間 30 分程度。公共交通機関なし。（市街地からのアクセス道路が狭く運転しにくい区間がある。） ・自炊以外に食事施設がない。（リバウエル井川の利用可（ただし営業時のみ）） ・老朽化した施設の更新を進めている。 ・飲料水について、令和 2 年度から専用水道施設としての管理が必要となった。 	

※ 上記表中の施設ほか、附随する自家用電気工作物、浄化槽、専用水道施設（飲料水滅菌装置、ろ過装置（設置予定）等）、消防防災設備、ベーパライザー（ガス気化装置）、給排水施設、ボイラー等を含む。

※ 令和 3 年度から 4 年度にかけて、ろ過装置設置工事が予定されており、一時的に休業となる場合がある。また、休業期間により委託料金額が減額となる可能性がある。（別紙 4）

II 県が支払う委託料

指定管理者は、県が指定管理者に支払う委託料のほか利用料金等をもって、県民の森施設の管理運営に必要な経費を賄うこととする。

県は、県民の森施設の管理運営に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払うものとする。

この場合の委託料の額や支払時期、方法その他については協議のうえ決定し、年度別協定で定める。

年度	指定管理料上限額（千円）
令和 4 年度	35,300
令和 5 年度	37,000

令和6年度	36,900
令和7年度	36,900
令和8年度	37,000
合計	183,100

Ⅲ 管理運営業務

1 共通事項

- (1) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。
(2) 管理運営方針及び経営努力目標

管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動者数の拡大を図り、自然との共生や森林保護の考え方についての意識を啓発するため、県民の森施設の適正な管理運営を行うこと。 ・質の高いサービスを提供し、利用率の向上を目指すこと。 ・地域等との連携の取れた運営を行うこと。
経営努力目標	<p><令和8年度目標数値></p> <p>年間来園者数 目標値…25千人</p> <p>年間利用料金 目標数値…5,806千円</p> <p>※ アンケート調査結果による利用者満足度の目標数値は4.5点(5点満点)と設定するが、参考数値とする。</p> <p>事業計画書の内容は、令和8年度に目標数値以上を達成することを前提としたものとする。その他の年度については、合理的な目標設定に基づいたものとする。</p>

- (3) 業務区分、リスク管理

県と指定管理者の業務区分は、別紙1の「県及び指定管理者の業務区分表（県民の森施設）」による。

指定管理者の管理運営の過失に起因する事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、施設の瑕疵に起因する場合は、原則として県によるものとする。

- (4) 保険への加入

- ① 指定管理者が自己の費用と責任で付保する保険

保険の種類	保険の内容	被保険者
施設賠償責任保険	県民の森（県有地）	指定管理者及び静岡県
ボランティア保険	傷害保険、賠償保険	ボランティア、指定管理者

ア 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、最低限の基準は下記のとおりとする。なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

- ・賠償責任保険加入面積 283.0ha
- ・対人 被害者1名につき3億円以上 1事故5億円以上
- ・対物 1事故2000万円以上

なお、指定管理者は、被害が最小限となるように迅速かつ最善の対応をとるとともに直ちに県に報告すること。

2 施設等管理業務

(1) 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、来園者が安全かつ快適に利用できるよう、日常的な管理、保守点検を行い、異常がある場合には部品交換や補修・修繕等の適切な措置をとること。

施設の補修・修繕について、指定管理者が行う業務範囲は以下による。

- ・照明器具、アンテナ修理などの設備、備品の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換
- ・1件当たり30万円未満の施設修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）
- ・その他県との協議により行う施設補修・修繕等

イ 各種関係法令を遵守のうえ、次の(2)から(8)までに示している業務をこの基準に示す数値及び頻度（別表1から別表9に示しているものも含む。）以上の水準を保つものとして、事業計画書の中で管理方法を提案すること。

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火管理者及び危険物取扱者を選任し、防火管理上必要な業務を行うこと。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者を選任し、自家用電気工作物の保守業務を行うこと。

(ア) 県は、電気事業法第39条第1項の規定により、県民の森施設の自家用電気工作物を維持するため、当該自家用電気工作物に必要な措置を行う業務（以下「保安管理業務」という。）について指定管理者の責任にて義務を果たすものとする。

(イ) 県は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。

(ウ) 県及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。

(エ) 県及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。

(オ) 県は、指定管理者が保安管理業務を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に規定する要件に該当するものに委託することを承

認するものとする。

エ 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規程に基づき、県有建築物のうち一定の用途及び規模を満たす建築物の劣化の状況等について、その安全確保の徹底を図るため、定期的に点検を実施すること。

(7) 本業務は以下のいずれかの資格を有する者が実施するものとする。

① 一級建築士

② 二級建築士

③ 建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項、建築基準法施行規則第 6 条の 5 に定める以下の者

(i) 建築物に関する点検

特定建築物調査員資格者

(ii) 建築設備に関する点検

建築設備検査員資格者

(4) 建築点検対象箇所 (3 年に 1 回実施)

・ 県民の森ロッジ

(5) 建築設備点検対象箇所 (1 年に 1 回実施)

防火設備以外の建築設備

実施年度一覧

区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
建築物		○			○
建築設備	○	○	○	○	○

オ 喫煙については、建築物内は全面禁止とする。喫煙場所については、受動喫煙による健康への悪影響が生じないように、利用者の行き来が多い出入口を避けて、喫煙場所を確保すること。

(2) 設備管理業務

ア 自家用電気工作物保安管理

(7) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、必要な措置をとること。

(4) 定期的な点検、測定及び試験の周期は、別表 1 に掲げる設備区分及び点検区分に応じて、定期点検 A は隔月 1 回行うものとする。また、定期点検 B は各年度 1 回、原則開園前の 4 月中(開園：4 月の第 3 土曜日)に行うものとする。

イ 浄化槽維持管理

別表 2 の内容に基づき浄化槽の維持管理を行うものとする。

ウ 飲料水滅菌装置保守点検

- (ア) 飲料水滅菌装置を保守点検するため、別表 3 に定められた内容に基づき点検、調整、故障修理を行うものとする。
 - (イ) 塩素消毒剤が無くなることがないように、適宜補充すること。
 - (ウ) 令和 4 年度にろ過装置を設置するため、令和 5 年度以降の保守点検は行わない。
- エ 消防防災設備維持点検
- (ア) 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による同施行規則第 31 条の 4 及び消防庁告示第 3 号第 2 項、第 3 項及び第 4 項の点検を行うこと。
 - (イ) 点検の対象となる設備、管理項目及び点検の周期については別表 4 のとおりとする。
- オ ベーパーライザー維持点検
- (ア) 機能保持のため定期点検と臨時点検を行うものとする。
 - (イ) 点検の周期は、定期点検については各年度 1 回(5 月を目安)とし、臨時点検についてはガスボンベ交換時とする。
- カ 給排水施設点検
- (ア) 営業の開始前に、蛇口のパッキン取り替え、蛇口バルブ取り付け、給排水に係る機械機器(ログハウス 15 棟のポンプ含む)の点検調整を行うとともに、タンク類の洗浄、給水配管への通水を行い、衛生上問題が無い状態で給水できるようにしておくこと。通水の際、漏水等の異常が認められた場合は、補修等、必要な措置をとること。
 - (イ) 営業の終了時には、凍結による給水配管等の破裂を防止するため、給排水に係る機械機器(ログハウス 15 棟のポンプ含む)、タンク類及び給水配管(止水弁含む)等からの水抜き作業を行うとともに、蛇口バルブを外すこと。また、排水管(U 字管のトラップ部があるもの)には凍結による破裂を防止するため不凍液を注入しておくこと。
 - (ウ) 受水槽等については、別表 5 に従い、原則開園前の 4 月中に点検を行うこと。
- キ ボイラー点検整備
- (ア) 営業の開始前に、ボイラー本体の点検、バーナー清掃、電気系統等の点検、給油、給水、試運転調整等を行い、正常に使用できる状態にしておくこと。
 - (イ) 営業の終了時には凍結によるボイラーの故障を防ぐため、水抜き作業及び不凍液の注入を行うこと。
 - (ウ) 点検整備を行うボイラーについては別表 6 のとおりとする。
- ク 自動体外式除細動器(AED)保守管理
- 傷病者に対し救命措置のために使用する自動体外式除細動器(AED)の正常動作を確保すること。
- ケ ろ過装置保守点検
- (ア) 機能保持のため定期点検を行うものとする。
 - (イ) 点検の周期は、令和 4 年度に設置するろ過装置の機種の様様に定めるとおり

とする。

コ 仮設トイレ維持点検

(ア) 機能保持のため定期点検を行うものとする。

(イ) 原則開園前の4月中及び閉園後に、仮設トイレの開設及び閉設に併せて点検を行うこと。

(3) 清掃業務等

ア 宿泊者が利用した部屋については、チェックアウト後、清掃を行い、次の利用に支障がないようにすること。

イ ロッジ、ログハウスについて、内外の日常清掃及び整備を実施すること。キャンプ場、遊歩道についても必要に応じて清掃及び整備を実施すること。なお、ロッジ、ログハウスについては、別表7に従い清掃業務を行うこと。

ウ 汚れやすい、便所、洗面台、炊飯棟の流し台、ロッジ浴室等については、来園者が不快さを感じないように、利用状況に応じて1日に3回見回りをを行い、常に衛生的な状態を維持すること。

エ ロッジ、ログハウスについて、床面及び硝子窓を日常清掃の他に定期清掃を年2回以上実施すること。また、ロッジベッド等についても、日常清掃の他に定期清掃を各年度2回以上実施すること。なお、定期清掃の時期は、開園前の4月中(開園：4月の第3土曜日)及び9月とする。

オ 施設から排出される一般廃棄物を処理すること。特に生ゴミについては、施設区域内外を生息域とする鳥獣の餌にならないよう、密閉保管、処理について徹底すること。

カ 寝袋、マットレス、毛布、枕及び枕カバーの洗濯及び乾燥を行い、常に衛生的な状態で利用者に提供すること。

キ 倉庫(旧管理棟)について、定期清掃を年1回以上実施すること。その際に不要となった保管品等は、県に報告し適宜処分すること。

(4) 除雪作業

降雪があった場合には、施設管理上支障がないよう、必要に応じて、除雪作業を行うこと。

(5) 水質検査

ア 専用水道水質検査

(ア) 利用者に清浄な水を供給するため、水道技術管理者による水道施設の点検を実施すること。また、水道法(昭和32年法律第177号)及び水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(令和元年5月29日薬生水発0529第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)に基づく水質検査を実施すること。なお、4月については、開園前までに水質検査を行うこと。

(イ) 水道法施行令第7条及び水道法施行規則第14条において定められている資格要件を有する水道技術管理者を選任し、静岡市保健所へ報告すること。水道技術管理者は水道法第19条第2項の規定に基づき、毎月、水道施設の点検等を

行うこと。

- (ウ) 各年度の開始前に、浄水の水質検査計画を策定し、静岡市保健所へ報告すること。(令和4年度計画は、令和3年度2月頃に県が行う)
- (エ) 検査項目は別表8-3、8-4の項目とする。
- (オ) 検査の結果、飲用不適となった場合は、使用の中止等必要な措置をとること。
- (カ) 営業期間中は、毎日、残留塩素濃度を測定すること。
- (キ) その他専用水道維持管理に必要な手続きがある場合は、県と対応を協議して行うこと。

イ 浴槽に係る水質検査

- (ア) 旅館業法施行条例(昭和48年10月16日条例第40号)に定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水及び浴槽水の水質検査を別表8に従い、各年度1回行うこと。
- (イ) 検査の結果、基準に適合しない場合は、使用中止等必要な措置をとること。

(6) 園地等管理

以下ア～セについては、来園者の安全、利便を確保するため、最適な時期に実施すること。なお、園地等管理の数量は別表9のとおりとする。

ア シラカバ園及び樹木パズルコース下刈

- (ア) 各年度1回、6月を目安に、シラカバ園及び樹木パズルコースの下刈を行うこと。
- (イ) 下刈は全刈とする。
- (ウ) 雑草木は、地際から刈り払うこと。
- (エ) 植栽木に巻き付いたツル類は切断し、梢部を損傷しないよう取り除くこと。
- (オ) 刈り払いした雑草木は、植栽木を覆わないようにして地上に敷くこと。

イ キャンプ場下刈

- (ア) 各年度2回、6月及び8月を目安に、キャンプ場の下刈りを行うこと。
- (イ) キャンプ場内の雑草木を、地際から刈り取ること。
- (ウ) 刈り取った雑草木については、速やかに片付けること。

ウ 境界刈払

- (ア) 各年度1回、6月を目安に、境界線の内側2mについて、雑草木を地際より刈り払うこと。なお、刈払った雑草木は片付けること。
- (イ) 刈払いの距離は年に4,000m程度とする。なお、一度刈払を行った場所については、再度行うのは3年後でよい。
- (ウ) 境界標柱の周囲は、ていねいに刈り払うとともに、標柱の頭に赤ペンキを塗り、わかりやすいようにしておくこと。

エ 園地芝刈

- (ア) 各年度2回、6月及び8月を目安に、園地の芝刈りを行うこと。
- (イ) 芝の刈り込みは、刈りむら・刈り残しのないよう均一に行うこと。
- (ウ) 刈り取った芝は、速やかに片付けること。

オ 芝生管理（施肥、目土）

- (ア) 各年度1回、6月を目安に、園地の芝生に施肥を行うこと。
- (イ) 施肥は、粒状の物を使用し、芝生をスパイクして、均一に散布すること。
- (ウ) 降雨直後等で葉面が濡れているとき、又は降雨で肥料が流失する恐れのあるときは、肥料の散布を行わないこと。
- (エ) 剥げ地箇所については、目土を補充し芝の生育環境の改善を図ること。

キ 車道刈払

各年度1回、6月を目安に、道路の両側各2m巾にある雑草木を地際から刈り払い、速やかに片付けること。

ク 車道側溝清掃

- (ア) 各年度2回、開園前の4月中(開園：4月の第3土曜日)及び11月に、コンクリート側溝の土砂の清掃を行い、底版が見える程度に排土すること。
- (イ) 素堀側溝の土砂の清掃は、通行に支障がないように行うこと。排水勾配に注意して深堀・浅堀のないように排土するとともに整形を行うこと。

ケ 林内整理

- (ア) キャンプ場等に散乱し、通行の障害又は美観上問題となる枝葉を除去すること。
- (イ) 落雷等の被害木を発見した場合は、人的、物的被害が生じないように、速やかに除去すること。

コ 歩道管理

- (ア) 各年度1回、6月を目安に、歩道の両側各2m巾にある雑草木を地際から刈り払い、片付けること。
- (イ) 路面内にある切り株は、除去又は地際から切り取るなどして、歩行の支障にならないようにすること。
- (ウ) 必要に応じて、路面の水切りを行うこと。
- (エ) 必要に応じて、土砂を補給して凹凸を整正し締め固めを行い、適切な形状に仕上げること。

サ 丸太階段設置

- (ア) 遊歩道にある丸太階段のうち補修又は取り替えが必要な場合は、必要な措置をとること。
- (イ) 補修箇所の土砂は、根株等を除去し、良く締固めること。

シ 水浴池清掃

各年度2回、開園前の4月中(開園：4月の第3土曜日)及び7月に、池の水を抜いて土砂等を排土するとともに、底版を洗い流すこと。

ス 水源清掃

- (ア) 1箇所ある水源について、各年度2回、開園前の4月中(開園：4月の第3土曜日)及び7月に、取水口部分に溜まっている草木等異物の除去を実施すること。

- (イ) 堰堤堆積土に生えている雑草を取り除くこと。
- (ウ) 水源地を囲んでいるフェンス等に軽微な破損がある場合は補修を行うこと。

セ 旧水源清掃

- (ア) 2箇所ある旧水源（第2、第3水源）について、各年度2回、開園前の4月中（開園：4月の第3土曜日）及び7月に、取水口部分に溜まっている草木等異物の除去を実施すること。
- (イ) 堰堤堆積土に生えている雑草を取り除くこと。
- (ウ) 水源地を囲んでいるフェンス等に軽微な破損がある場合は補修を行うこと。

ソ 遊具等巡視

- (ア) 月に1回、園内にある遊具、ベンチ等を巡視し、破損等を発見した場合は、その状態に応じて一時的な使用禁止等の対応を行うとともに、速やか補修を行い、使用可能な状態に復すること。
- (イ) 遊具、ベンチ等にツタウルシ等人体に有毒な植物が巻き付いている場合は取り除くこと。また、苔が繁茂している遊具、ベンチ等については、使用に支障がない程度に、苔を取り除くこと。
- (ウ) 立入禁止としている施設（県民の森センター、旧井川高原管理事務所・休憩所、トイレ、使用していない第2、第3水源系統の受水槽等）は防犯及び事故防止のため、月1回巡視を行い、事故等の危険が予想される場合には、必要な措置を講じること。

タ 園地施設維持補修

- (ア) 遊具、便所（木造）、あずまやの点検・補修
毎月1回、「静岡県立森林公園等木製施設点検要領」に基づく点検を行い、必要な修繕を講じること。また、5年に1度は全ての木製施設に木材保護塗料を塗布し施設の長寿命化対策を講じること。
- (イ) 危険と思われるものについては、使用禁止等適切な措置を行うとともに速やかに県に報告すること。
- (ウ) 美化清掃
施設内便所については、週1回定期的に清掃を行うものとするが、来園者が多い場合は、回数を適宜増やすこと。また、破損又は故障した施設については、すみやかに施設修繕を行い現状復旧に努めること。

(7) 付帯設備の更新

県民の森の利用者へ貸し出す付帯設備（寝袋、毛布、鉄板、炊飯器）について、老朽化している物品の更新を指定管理期間の5年間で計画的に行うこと。R1利用実績から算出した必要数の目安は下記のとおり。

付帯設備	寝袋	毛布	鉄板	炊飯器
R1最大利用数	14個	26枚	10枚	9個
必要数	20個	30枚	10枚	8個

3 施設等運營業務

県民の森施設利用者が、安全、安心、快適に利用できるよう、節度ある接遇及び運営を行うこと。

(1) 供用時間及び供用日（開館日又は開場日）の設定

少なくとも、条例別表第1に定める「使用時間及び休館日又は休場日」以外の供用時間及び供用日を満たすこととして、事業計画書の中で提案すること。

(2) 受付等窓口業務

- ア 宿泊等の予約管理、チェックイン、チェックアウト、各室のセッティング業務
- イ 附帯設備（寝袋、毛布、鉄板、電気炊飯器）貸出受付業務
- ウ キャンプで使用する薪や燃料などの材料を提供する業務
- エ 施設及びその周辺の利用案内

(3) 広報業務

ア 利用促進を図るため、利用動向を的確に把握し、関係団体等への情報提供、ポスター及びパンフレットの作成配布、インターネットの利用、雑誌等に広告を掲載するなど普及宣伝を行うこと。

イ 特に、SNSを中心とした情報発信や、地域の情報誌へ広告掲載により、新たな層への発信を強化し、日帰り利用を含む新規利用者の開拓に取り組むこと。

ウ 広報・宣伝活動については、事業計画書の中で提案を行うこと。

(4) 安全管理業務

以下に示す内容については最低限行うべきものとして、事業計画書の中で提案を行うこと。

ア 営業日に、防犯及び事故防止のための園内巡視を、午前午後各1回ずつ実施し、事故等の危険が予想される場合には、必要な措置をとること。なお、冬季においても、月2回の園内巡視を行い、必要な措置を講じる。

イ 緊急連絡網（県、指定管理者、警察、消防機関、医療機関等を含む。）を年度当初に作成し、県に提出する。

ウ 大規模地震等の災害及び火災、イベント時の事故等を想定した、危機管理マニュアルを作成し、県に提出するとともに、避難訓練を各年度1回以上実施する。

エ 大規模地震等の災害及び火災が発生した場合は適切な避難誘導を行う。

オ クマ等有害鳥獣、有害植物等への注意喚起を行う。

カ 休館日その他管理者不在時の警備体制を整える。

4 事業運營業務

(1) 留意事項

県民の森施設は、県政100年を記念して、県民が自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができる場として整備されており、併せて森林、林業、山村に対する認識を高めるという目的を持っている。この目的を踏まえた上で、指定管理者の持つノウハウの活用や創意工夫により、効果的な施策について、事業計画書で

提案を行うこと。

また、県民の森の地形、資源及び施設（芝生広場やアスレチック、ハイキングコース、キャンプ場等）を活用し、日帰り利用を促進するための取組について、事業計画書で提案を行うこと。

(2) 自主事業について

指定管理者が自主事業（自らが公園施設を使用して行う事業。有料事業と無料事業がある。）を行う場合は、県の承認を得る必要がある。自主事業が条例第2条の設置目的にふさわしくないと判断したものは、承認しない場合がある。

指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラム等の実施や利用者のニーズに合ったサービスの提供など事業計画書の中で提案を行うこと。

事業計画書の中で提案のあった自主事業のうち、県が適当と認めるものは、指定期間開始時に承認することとする。

また、事業計画書に提案のない自主事業について実施したい場合は、各年度計画書（変更の場合は、変更計画書）により県の承認を受けること。

なお、下記の業務については、指定管理者において必ず実施すること。

- ・実費を徴収して材料等を提供する業務

- …炊飯用薪、木工材料、ガス自販機等利用者の利便を図るための材料等の販売

(3) 指定管理者による施設の設置について

指定管理者が、県民の森施設の利便性を増すために、独自に施設を設置する計画がある場合は、事業計画書の中で提案を行うこと。新たな施設の設置には知事の承認が必要である。設置する施設が、条例第2条の設置目的にふさわしくないと判断した場合は、承認しない方針である。

また、区域の一部は奥大井県立自然公園の指定地域に含まれるため、地域内での工作物等の設置及び行為にあたっては、静岡県立自然公園条例（昭和36年10月4日条例第53号）による許可を得る必要がある。

設置する施設は、指定期間終了後に撤去可能なものとする。設置及び撤去にかかる費用は、指定管理者が負担し、原則として撤去後は原状回復すること。

事業計画書において提案されたもののうち、県が適当と認めるもので、静岡県立自然公園条例の許可が必要な場合に当該許可を得たものについては、指定期間開始時に承認することとする。この施設において、料金を徴収したり、売上金を得る場合は、自主事業となる。

また、事業計画書に提案のない施設を指定管理期間中に設置したい場合は、各年度計画書（変更の場合は、変更計画書）により県の承認を受けること。

新たな施設を設置する場合には以下の点に留意すること。

ア 遊具の設置

新たな遊具を設置しようとする場合は、事業計画書又は承認申請の際において、その施設が条例第2条の設置目的の達成のために適した種類、構造であること、

安全性が十分に確保された施設であることを説明すること。

イ 飲食施設、物販施設等の設置

(ア) 飲食施設、物販施設を設置する場合は、県民の森施設の利用者を対象とした規模、施設内容とする。県民の森施設を利用しない飲食又は購買のみが目的の客を誘致する施設の設置は不可とする。

(イ) 自動販売機の設置には必要な許可を得ること。

(ウ) アルコール類の販売は可とする。ただし、アルコール類の販売を中心とする施設の設置は不可とする。

5 財産及び物品の使用

指定管理者は県との契約により、県の財産及び物品等を使用することができる。

IV その他

1 県民の森施設の管理運営体制について

各業務の管理運営体制については、別紙2を参考にする。

2 個人情報の取扱いについて

静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び別紙3の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 記録等の作成及び保存

(1) 管理運営業務並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から施設の管理運営又は経理状況等に関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。

(2) 管理運営業務の作業実施状況等の記録類、記録写真について、県から請求があった場合は、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。

4 県からの要請への協力

(1) 県から、県民の森施設の運営並びに現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、適切な対応を行うこと。

(2) その他県が実施又は要請する事業に対しては、積極的な支援協力を行うとともに実施にも支援協力を行うこと。

5 区域外で異常を発見した場合の報告

管理運営業務を行う中で、県民の森施設の区域以外での不法占用、廃棄物の投棄、樹木の伐採等の異常を発見した場合は、直ちに県に報告すること。

県及び指定管理者の業務区分表 (県民の森施設)

別紙 1

業務区分		業務内容	管理区分		摘要	
			県	指定管理者		
施設管理	樹木・植物管理	庭園、敷地内の芝生、樹木、花壇等の維持管理		○		
	施設管理	建築物、工作物の維持管理・警備等		○		
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○		
	施設補修	小規模補修			○	30万円未満の小修繕
		大規模補修		○		30万円以上の大規模修繕については県と協議
	施設整備	構築物、工作物の新設等		○	指定期間の範囲内で設置及び撤去が可能なもの	
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付け		○		
		貸付備品の管理、修理			○	
		現在ある備品の更新		○		県との協議が整ったもの
		備品の新規購入		○	○(※)	(※)指定管理者が自己費用により任意に購入した備品の所有権は指定管理者に帰属
占用許可	静岡県財産規則に基づく占用許可	○		県は許可にあたって、指定管理者と協議を行う		
行為の許可	自然公園法に基づく行為の申請・許可	○	○	指定管理者が自ら申請を行う場合には県と協議を行う申請に対する審査は静岡市が実施		
施設運営	利用承認	施設の利用承認		○		
	施設運営	施設の運営		○		
	利用案内	施設の利用案内		○		
	備品貸出	備品の貸出		○		
	データ収集等	利用者数等のデータ収集、利用者アンケート調査等		○		
	安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等		○		
	広報	利用促進のための各種広報・宣伝活動		○		
事業運営	自主事業	指定管理者のノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベントや利用者ニーズにあったサービスの提供による利用促進		○		
県有財産管理	土地の管理	境界の維持管理	○			
	台帳の調整、管理	財産台帳の調整、管理	○			
	財産の取得、処分、貸付、借受	所有権取得行為、処分行為、財産貸付行為、借受行為	○			
	その他の財産管理行為	財産の維持・保全	○			
指定管理者の財産		財産の維持・保全		○		

県民の森施設管理運営体制一覧表

区分	業務内容	事務局長	支配人	事務補助
総括	庶務・会計経理	○	○	
	県、関係機関との調整	○	○	
	県からの受託契約事務、再委託契約事務	○		
	渉外、来客対応	○	○	
	クレーム対応	○	○	
	報告等統計	○	○	
	物品購入	○		
予約管理・受付	利用案内、問い合わせ対応	○	○	○
	利用予約受付	○	○	○
	予約台帳管理	○	○	○
	施設の利用案内	○	○	○
	宿直対応	○	○	○
	売上金管理	○	○	○
営業企画	イベント等の企画、準備、運営	○	○	○
	売店等の事業管理	○	○	
	案内等印刷物の作成	○	○	
	広報	○	○	
	営業	○	○	
施設・設備管理	職員等への業務指導	○	○	
	再委託業務の作業立会い	○	○	
	施設管理・修繕・清掃	○	○	○
	園地管理	○	○	○
	設備管理（再委託先の指導等）	○	○	○
安全確認	有害鳥獣、有害植物等への注意喚起	○	○	○
	園内巡視	○	○	○
	地震等の災害対策及び避難誘導	○	○	○
	遊具等巡視	○	○	○
	非常時対応（けが人、火災、病人、事故等）	○	○	○

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

指定管理者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、県との協定による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため県から提供を受け、又は指定管理者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この協定終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、静岡県県民の森施設利用促進以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

県は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を指定管理者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

指定管理者は、県との協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに県に報告し、県の指示に従わなければならない。

ろ過装置設置工事に伴う休館について

令和 3 年度から 4 年度にかけて県民の森ろ過装置設置工事を予定しており、工事期間は水道施設が使用できない見込みである。この間の一般利用者の受付を中止しこれに伴う受付業務、宿泊者・利用者への対応は行わない。その他の施設管理業務、広報業務、安全管理業務については可能な限り実施するものとする。

また、休業期間により委託料金額が減額となる可能性がある。

自家用電気工作物の点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
受 電 設 備 （ 含 配 電 設 備 ・ 二 次 変 電 室 設 備 ）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
絶縁油透明度試験				○※3		
絶縁油酸価度試験				○※3		
絶縁油破壊電圧試験				○※3		
内部点検				○※3		
放電雑音チェック			○			
温度チェック			○			
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電器溶接機	絶縁抵抗測定			○※1,6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	配電線路の電線等 及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	内燃機関及び附属装置					必要の都度
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備 と同じ

- (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことである。
- (2) 定期点検B（I）は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検B（II）は停電をして行う点検（停電点検）である。なお、定期点検B（I）を実施する場合は3年に1回は定期点検B（II）を行うものとする。
設備の条件等により定期点検B（I）を適用しない場合がある。
- (3) ※1を付した測定及び試験は、停電範囲その他の理由によって行わないことがある。
- (4) ※2を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検B（I）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油により試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (5) ※3を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検B（I）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油により試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (6) ※4を付した測定は、過去の実績によってその一部または全部を行わないことがある。
- (7) ※5を付した測定は、毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとする。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- (8) ※6を付した測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (9) ※7を付した絶縁監視は、絶縁監視装置による常時の監視を指す。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A、B実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

浄化槽保守点検項目一覧表

(1年当たり)

設備	設置箇所	処理方式	管理項目	数量	単位	備考
合併処理 浄化槽	流れの広場 (E-2)	接触ばっ気方式 (流量調整槽)	保守点検	26	回	2週間に1回実施
			滅菌消毒薬品の補充	70	kg	点検の都度補充
			法定検査	1	回	
			清掃	1	回	
			余剰汚泥引抜	28	m ³	

※保守点検は、浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準に基づき実施すること。

なお、点検項目は、下表の項目を参照。

点検項目	備考
透視度	概ね20cm以上で良好
水素イオン濃度	5.8以上8.6以内が正常
汚泥沈でん率(SV ₃₀)	単独処理浄化槽で10%以上60%以下、合併処理浄化槽で10%以上が望ましい
亜硝酸性窒素(GR)	+反応(ピンク色)が良い
残留塩素	検出されること
溶存酸素(DO)	単独処理浄化槽で0.3m/ℓ以上、合併処理浄化槽で1.0m/ℓ以上が望ましい
スカム、汚泥の厚さの測定と調整	
消毒薬の補充	
生物膜の育成状態	
ブロワー、モーターの点検	
その他維持管理に関する点検	

※法定検査は、県知事の指定を受けた検査機関にて、検査を行うこと。

※清掃は、浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に基づき実施すること。

飲料水滅菌装置保守点検基準

1. 点検回数 … 年4回（4、7、10、1月を標準とする）
2. 点検機器 … 飲料水滅菌装置No.2（第1水源からの受水槽に付属）
 - ・ 滅菌機 オーヤラックス製 NSP-IS-2型 3台
 - ・ 薬液槽 オーヤラックス製 Y-50型 1台
3. 点検項目 … 下記の点検報告書の内容に従うものとする。

※飲料水滅菌装置No.1（管理棟そばのポンプ室内）は、使用しないため点検不要

※令和5年度以降は、No.2も使用しないため点検不要

＜県民の森 飲料水滅菌装置保守点検報告書①＞

1. 使用薬品に関する項目	2. 滅菌機に関する項目								
	配	セ	予	内容	配	セ	予	内容	
末端給水栓における残留塩素濃度は <input style="width: 100px;" type="text"/> mg/ℓ 使用薬品は <input style="width: 100px;" type="text"/> 使用薬品の希釈状況は <input style="width: 100px;" type="text"/> 薬液槽内の汚れは <input style="width: 100px;" type="text"/>				薬液漏れ				注入弁	
				注入状況				作動ランプ	
				ヘッド内エア				3. 薬液槽に関する項目	
				ヘッド部					薬液槽外面
				プレートホース					溶接部の液漏れ
				サクションホース					レベルゲージ
				パックナット				※判定 ○：異常なし A：要調整 M：要修理 ×：要取替 C：要清掃 E：その他	
				ヘッドボルト					
				バブルシート					
				ボールバルブ					
			エア抜きOリング						
			ダイヤフラム						
			アース						
			端子部テーピング						

＜県民の森 飲料水滅菌装置保守点検報告書②＞

1. 使用薬品に関する項目	2. 滅菌機に関する項目														
	No1	No2	内容			No1	No2	内容							
末端給水栓における残留塩素濃度は <input style="width: 100px;" type="text"/> mg/ℓ 使用薬品は <input style="width: 100px;" type="text"/> 使用薬品の希釈状況は <input style="width: 100px;" type="text"/> 薬液槽内の汚れは <input style="width: 100px;" type="text"/>								薬液漏れ					アース		
									注入状況					端子部テーピング	
									ヘッド内エア					本体部塗装剥離状況	
									ヘッド部					注入弁	
									プレートホース					ON・OFFタイム	
									サクションホース					作動ランプ	
									パックナット					3. 薬液槽に関する項目	
									ヘッドボルト						薬液槽外面
									バブルシート						溶接部の液漏れ
									ボールバルブ						レベルゲージ
								エア抜きOリング					※判定 ○：異常なし A：要調整 M：要修理 ×：要取替 C：要清掃 E：その他		
								ダイヤフラム及びリティーナボルト							
								ギアオイル							
								オイルシール部よりのオイル漏れ							
								ボディダイヤフラム							
								ギヤ部異常音有無							
								モーター部異常音有無							

消防防災設備維持点検業務内訳

設備区分	対象	場所及び数量			管理項目※
		ロッジ	ログハウス ほか	計	
消火器具	消火器	6	21	27	概観、機能点検、表示点検他
自動火災 報知設備	受信機 P型2級	1	-	1	感知器作動にともなう火災表示 の点灯確認及び概観点検他
	差動式スポット型感知器	33	-	33	作動、警戒区域の確認他
	定温式スポット型感知器	7	-	7	〃
	煙感知器	1	-	1	〃
	発信機 P型1・2級	2	-	2	押しボタン・送受信器を操作し、作 動及び応答ランプの点灯確認他
	表示灯	2	-	2	概観点検、清掃他
	電鈴（音響装置）	4	-	4	発信機操作により、非常ベルが作動 するか、また、音圧計による音圧確 認
	電源装置	1式	-	1式	端子電圧が規定数値であるか の確認他
	ガス漏れ火災警報設備	-	15	15	作動、警戒区域の確認他
誘導灯	避難口誘導灯	4	-	4	概観、機能点検、表示点検他
	通路誘導灯	1	-	1	〃
	階段通路誘導灯	1	-	1	〃

※点検は、年に2回行うものとする。

受水槽清掃点検項目一覧表

1. 対象となる設備

- ① 第1水源からの受水槽(30m³)
- ② 受水槽(30m³)からの配水池(300m³)

※第2水源、第3水源からの受水槽(20m³程度)、貯水槽(20m³程度)は使用しないため点検不要

2. 点検管理項目

項 目	点検管理期間
槽付近の状況	各年度1回
槽外側の変形・腐蝕	各年度1回
槽外への漏水	各年度1回
自動制御装置の状況	各年度1回
サクシヨン管の腐蝕	各年度1回
給水装置の機能	各年度1回
揚水ポンプの状態	各年度1回
槽内の亀裂・塗装の劣化状況	各年度1回

ボイラー点検業務内訳（点検整備・試運転調整）

種 別	数 量	単 位	設置場所
昭和ボイラー暖房用 SK-752型	1	基	県民の森ロッジ
昭和ボイラー給湯用 SKT-130型	1	基	県民の森ロッジ

なお、点検事項の項目は下表のとおりとする。

項目	点検事項
本体	本体水漏れ
	燃焼ガス漏れ
	燃焼室 伝熱面
	水高計 温度計
	接続部の漏れ
	一次循環ポンプ
	作動状態
	ボールタップ
	水電磁弁
	水面計ガラス
	水タンク
制御機器	温度調整器
	低水位遮断
	温度ヒューズ
	プログラム
	安全スイッチ
	タイマー設定時間
	各スイッチ
燃焼機器	燃料ポンプ
	油電磁弁
	リード線
	点火電極棒
	デフューザ
	ストレーナ
	ノズル
	光電管
	タイル
	ダンパー
	トランス
電気結線	
燃焼調整	O ₂ (%)
	油圧(kg/cm ²)
	SS

全体清掃業務、客室整備管理業務一覧表（県民の森）

区	分	数量	日常清掃 (原則毎日)	客室清掃 (原則稼働日)	定期清掃 (年1又は2 回以上)	ガラス清掃 (年2回)	備考
県民の森ロッジ (本棟)	管理人室	1	○	—	○	○	
	管理人室踏込	1	○	—	○	○	
	物入	1	○	—	○	—	
	休養室	1	○	215日/年	○	○	4月第3土曜～11月第3日曜
	玄関ホール	1	○	〃	○	—	〃
	洗面所	1	○	〃	○	○	〃
	男女便所	2	○	〃	○	○	〃
	男女便所踏込	1	○	〃	○	○	〃
	客室	8	○	〃	○	○	〃
	階段	1	○	〃	○	—	〃
	廊下	1	○	〃	○	—	〃
県民の森ロッジ (浴室棟)	男女浴室	1	○	〃	○	○	〃
	男女脱衣所	1	○	〃	○	—	〃
	男女浴室踏込	1	○	〃	○	—	〃
	機械室	1	○	—	○	—	
県民の森ロッジ(炊飯棟)	炊飯棟	1	○	215日/年	○	○	4月第3土曜～11月第3日曜
県民の森ロッジ 計		24					
県民の森ログハウス	ログハウス	15	○	215日/年	○	○	4月第3土曜～11月第3日曜
	炊飯棟	1	○	〃	○	—	〃
	便所	6	○	〃	○	—	〃
県民の森ログハウス 計		22					
キャンプ場	炊飯棟	2	○	215日/年	○	○	4月第3土曜～11月第3日曜
計		2					
倉庫（旧管理等）	旧事務室	1	—	—	○	—	不要となった保管品は 適宜処分すること
	旧救護室	1	—	—	○	—	
	旧和室（六帖）	1	—	—	○	—	
	旧台所	1	—	—	○	—	
	旧洗面脱衣所	1	—	—	○	—	
	旧浴室	1	—	—	○	—	
	旧便所	1	—	—	○	—	
	旧廊下	1	—	—	○	—	
	旧避難室	1	—	—	○	—	
	旧物入	1	—	—	○	—	
旧屋外便所	1	—	—	○	—		
倉庫（旧管理棟） 計		11					
合計		59					

※定期清掃、ガラス清掃は、年2回（開園前の4月と9月に実施）

水質検査の検査項目一覧表

・専用水道水質検査

検査項目			
年度	R 4	R 5以降	
原水	40項目	40項目	1回
原水	2項目（大腸菌、原水嫌気性芽胞菌）	2項目（大腸菌、原水嫌気性芽胞菌）	R4：毎月 R5以降：3か月に1回
	2項目（クリプトスポリジウム、ジアリジア）		R4：3か月に1回 R5以降：なし
浄水（ロジ）	51項目	51項目	3か月に1回
浄水（ロジ）	9項目	9項目	上記以外の月
浄水（ログハウス、炊飯棟）	2項目	2項目	毎月

・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

検査項目	検査方法	基準値	検査頻度
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下	年1回以上
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下	〃
pH値	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下	〃
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	10中10mg以下	〃
大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ml中に検出されないこと	〃
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ml中10cfu未満であることをいう)	〃

※旅館業法施行条例規則第2条、別表1より

レジオネラ属菌の項目を除き、飲料水の水質検査で代用できる。

・浴槽水の水質検査

検査項目	検査方法	基準値	検査頻度
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下	年1回以上
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	10中25mg以下	〃
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規程する方法	1ml中1個以下	〃
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ml中10cfu未満であることをいう)	〃

※旅館業法施行条例規則第2条第2項、別表2より

水質検査基準値
(厚生労働省令第百三十五号)

項目No	水質検査項目	基準値
1	一般細菌	1ミリリットルの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シア	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びト	0.04mg/以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/以下
20	ベンゼン	0.01mg/以下
21	塩素酸	0.6mg/以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/以下
23	クロロホルム	0.06mg/以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下
26	臭素酸	0.01mg/以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/以下
30	ブロモホルム	0.09mg/以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/以下
38	塩化物イオン	200mg/以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬	300mg/以下
40	蒸発残留物	500mg/以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下
42	ジオスミン	0.00001mg/以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

水道施設検査項目(浄水)
 (厚生労働省令第百一号「水質基準に関する法令」に基づく)

○のある月、項目で水質検査を実施する。

項目No	水質検査項目	浄水 51項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
			ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟	ロツジ	ログハウス	炊飯棟
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○																								
4	水銀及びその化合物	○																								
5	セレン及びその化合物	○																								
6	鉛及びその化合物	○																								
7	ヒ素及びその化合物	○																								
8	六価クロム化合物	○																								
9	亜硝酸態窒素	○																								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○																								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○																								
12	フッ素及びその化合物	○																								
13	ホウ素及びその化合物	○																								
14	四塩化炭素	○																								
15	1,4-ジオキサン	○																								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○																								
17	ジクロロメタン	○																								
18	テトラクロロエチレン	○																								
19	トリクロロエチレン	○																								
20	ベンゼン	○																								
21	塩素酸	○																								
22	クロロ酢酸	○																								
23	クロロホルム	○																								
24	ジクロロ酢酸	○																								
25	ジブロモクロロメタン	○																								
26	臭素酸	○																								
27	総トリハロメタン	○																								
28	トリクロロ酢酸	○																								
29	ブロモジクロロメタン	○																								
30	ブロモホルム	○																								
31	ホルムアルデヒド	○																								
32	亜鉛及びその化合物	○																								
33	アルミニウム及びその化合物	○																								
34	鉄及びその化合物	○																								
35	銅及びその化合物	○																								
36	ナトリウム及びその化合物	○																								
37	マンガン及びその化合物	○																								
38	塩化物イオン	○			○			○						○				○						○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○																								
40	蒸発残留物	○																								
41	陰イオン界面活性剤	○																								
42	ジェオスミン	○																								
43	2-メチルイソボルネオール	○																								
44	非イオン界面活性剤	○																								
45	フェノール類	○																								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○			○						○				○						○		
47	pH値	○			○			○						○				○						○		
48	味	○			○			○						○				○						○		
49	臭気	○			○			○						○				○						○		
50	色度	○			○			○						○				○						○		
51	濁度	○			○			○						○				○						○		

水道施設検査項目(原水)

(厚生労働省令第百一号「水質基準に関する法令」に基づく)

○のある月、項目で水質検査を実施する。

項目No	水質検査項目	原水 40項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	一般細菌	○	○							
2	大腸菌	○	○							
3	カドミウム及びその化合物	○	○							
4	水銀及びその化合物	○	○							
5	セレン及びその化合物	○	○							
6	鉛及びその化合物	○	○							
7	ヒ素及びその化合物	○	○							
8	六価クロム化合物	○	○							
9	亜硝酸態窒素	○	○							
10	シアン化物イオン及び塩化シア	○	○							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○							
12	フッ素及びその化合物	○	○							
13	ホウ素及びその化合物	○	○							
14	四塩化炭素	○	○							
15	1,4-ジオキサン	○	○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びト	○	○							
17	ジクロロメタン	○	○							
18	テトラクロロエチレン	○	○							
19	トリクロロエチレン	○	○							
20	ベンゼン	○	○							
21	塩素酸									
22	クロロ酢酸									
23	クロロホルム									
24	ジクロロ酢酸									
25	ジブロモクロロメタン									
26	臭素酸									
27	総トリハロメタン									
28	トリクロロ酢酸									
29	ブロモジクロロメタン									
30	ブロモホルム									
31	ホルムアルデヒド									
32	亜鉛及びその化合物	○	○							
33	アルミニウム及びその化合物	○	○							
34	鉄及びその化合物	○	○							
35	銅及びその化合物	○	○							
36	ナトリウム及びその化合物	○	○							
37	マンガン及びその化合物	○	○							
38	塩化物イオン	○	○							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬	○	○							
40	蒸発残留物	○	○							
41	陰イオン界面活性剤	○	○							
42	ジェオスミン	○	○							
43	2-メチルイソボルネオール	○	○							
44	非イオン界面活性剤	○	○							
45	フェノール類	○	○							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○							
47	pH値	○	○							
48	味	○	○							
49	臭気	○	○							
50	色度	○	○							
51	濁度	○	○							

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく令和4年度

1	原水大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	原水嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	クリプトスポリジウム	○			○				○	
4	ジアルジア	○			○				○	

令和5年度以降(ろ過器設置後)

1	原水大腸菌	○			○				○	
2	原水嫌気性芽胞菌	○			○				○	

園地等管理一覽表

内容	箇所名	数量	単位	摘要	時期（目安）
シラカバ園下刈	S-1	0.10	ha		6月
樹木パズルコース下刈	J-1	1.95	ha		6月
キャンプ場下刈	C-1	2.70	ha	1.35haを2回刈	6,8月
	C-2	1.00	ha	0.50haを2回刈	〃
境界刈払	-	4,000	m	幅2m	6月
園地芝刈	E-1	0.14	ha	0.14haを2回刈	6,8月
	E-2	0.23	ha	0.23haを2回刈	〃
	E-3	0.31	ha	0.31haを2回刈	〃
	E-4	0.48	ha	0.24haを2回刈	〃
	E-5	0.30	ha	0.15haを2回刈	〃
	E-6	0.06	ha	0.03haを2回刈	〃
園地芝生施肥	E-1	0.14	ha	散布量300kg/ha	6月
	E-2	0.23	ha	〃	〃
	E-3	0.31	ha	〃	〃
	E-4	0.24	ha	〃	〃
	E-5	0.15	ha	〃	〃
	E-6	0.03	ha	〃	〃
園地芝生目土	E-1	0.14	ha	補充量14m ³ /ha	適宜
	E-2	0.23	ha	〃	〃
	E-3	0.31	ha	〃	〃
	E-4	0.24	ha	〃	〃
	E-5	0.15	ha	〃	〃
	E-6	0.03	ha	〃	〃
車道（林道）刈払	SY-1	6,000	m	延長3,000m、車道両側各2m	6月
車道（林道）側溝清掃	SY-1	2,200	m		4,11月
林内整理	-	-	-	枝葉の散乱、倒木の発生等の場合に行う	
歩道刈払	H-1	1,970	m	延長985m、歩道両側各2m	6月
	H-2	2,360	m	延長1,180m、歩道両側各2m	〃
	H-3	1,820	m	延長910m、歩道両側各2m	〃
	H-4	1,420	m	延長710m、歩道両側各2m	〃
	H-5	1,800	m	延長900m、歩道両側各2m	〃
	H-6	3,350	m	延長1,675m、歩道両側各2m	〃
	H-7	1,640	m	延長820m、歩道両側各2m	〃
丸太階段設置	-	-	-	取り替え等が必要な場所を適宜、補修	必要に応じて
水浴池清掃	水浴池	200	m ²	100m ² を2回実施	4,7月
水源清掃	第1水源	100	m ²	50m ² を2回実施	4,7月
旧水源清掃	第2水源	100	m ²	50m ² を2回実施	〃
	第3水源	100	m ²	50m ² を2回実施	〃
遊具等巡視	-	-	-	取り替え等が必要な場所を適宜、補修	月1回
立入禁止施設の巡視				安全確認、立入者への注意喚起	月1回

